区役所ＤＸ実行計画推進プロジェクトチーム設置要綱

（設置及び目的）

第１条　大阪市ＤＸの推進に関する規程（令和５年達第15号）第９条第１項に基づき、大阪市ＤＸ推進本部に区役所ＤＸ実行計画推進プロジェクトチーム（以下「区役所ＤＸＰＴ」という。）を置く。

２　区役所ＤＸＰＴは、大阪市ＤＸ戦略におけるバーチャル市役所のファーストステップとして位置付けた区役所ＤＸの実現をめざして、そのための具体的な取組やそのロードマップを示した区役所ＤＸ実行計画（以下「実行計画」という。）を着実に推進することを目的とする。

（所掌事項）

第２条　区役所ＤＸＰＴの所掌事項は、次のとおりとする。

(１)　実行計画推進における達成目標及び効果指標の設定に関すること。

(２)　実行計画における事業の進捗管理に関すること。

(３)　モデル区事業における全区展開の決定に関すること。

(４)　区役所ＤＸＰＴ以外の本市関連プロジェクトチームの取組との連携に関すること。

(５)　その他関連する事項に関すること。

（組織）

第３条　区役所ＤＸＰＴは、リーダー、幹事及び構成員で組織する。

２　リーダーは、区役所が所管する事務を担任する副市長をもって充てる。

３　幹事は、区長会議設置規程（平成25年達第37号。以下「規程」という。）第３条第３項の規定により区長会議の会長に指名された区長及び規程第４条第２項の規定により人事・財政部会の部会長に指名された区長から指名された区長、デジタル統括室長並びに市民局長をもって充てる。

４　構成員は、規程第４条第２項の規定により部会の部会長に指名された区長及びリーダーが指名する関係所属長をもって充てる。

５　リーダーは、区役所ＤＸＰＴ会議を招集し、主宰する。

６　幹事及び構成員は、前条に定める所掌事項の円滑かつ効果的な処理が図られるよう、相互に連携しなければならない。

７　リーダーが必要と認めるときは、幹事及び構成員以外の者に区役所ＤＸＰＴ会議に出席を求めることができる。

（事業別のプロジェクトチーム及びワーキンググループ）

第４条　区役所ＤＸＰＴは、第２条に規定する所掌事項にかかる個々の事業の実施案の検討、技術調査並びに関係局との調整等を実施するため、事業別のプロジェクトチーム及びワーキンググループ（以下「事業別ＰＴ・ＷＧ」という。）を置くことができる。

（庶務）

第５条　区役所ＤＸＰＴ会議及び事業別ＰＴ・ＷＧの庶務は、デジタル統括室及び市民局において処理する。

（施行の細目）

第６条　この要綱の施行に関し必要な事項は、区役所ＤＸＰＴが定める。

附　則

　この要綱は、令和６年４月30日から施行する。